報道資料

くらしの中に
総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和８年 11 月 24 日

# 「高周波利用設備の条件の特例を定める件」の一部改正案に対する意見募集
## －走行中無線給電の公道実証実験に対応するための告示改正－

総務省は、走行中無線給電の公道実証実験に対応するため、令和８年総務省告示第 394 号（高周波利用設備の条件の特例を定める件）の一部を改正する告示案について、令和８年 11 月 25 日（水）から同年 12 月 24 日（木）までの間、意見募集を行います。

### １　背景及び概要

走行中無線給電は、道路に敷設された給電設備から車両に対し、無線で電力を供給する技術です。

今般、館山自動車道における高速道路本線等での公道実証実験に対応するため、指定した実証実験実施区域において、期間を限定して非接触電力伝送装置に係る許容値の特例措置を講ずるものです。

現行の規定では、非接触電力伝送装置であって、漏えい電界強度の低減技術の検証その他の実験を目的とし、450kHz 以下の周波数を利用するものについて、利用周波数による発射による磁界強度の準尖頭値の最大許容値は、その設備から 10 メートルの距離において 68.5 デシベルとされています。

一方、ＣＩＳＰＲ（国際無線障害特別委員会）において議論されている電気自動車用非接触電力伝送装置の国際基準では、85kHz 帯の非接触電力伝送装置について、磁界強度の最大許容値が 10 メートルの距離において 102.8 デシベルとなる予定です。

このため、走行中無線給電の公道実証実験を実施できるよう、指定した実証実験実施区域において、令和 13 年３月 31 日までの間に限り、当該許容値の特例を定めるため、令和８年総務省告示第 394 号の一部を改正する案を作成しました（詳細は別添のとおり）。

### ２　意見募集対象

令和８年総務省告示第 394 号（高周波利用設備の条件の特例を定める件）の一部を改正する告示案　（別紙１：新旧対照表）

### ３　意見公募要領

別紙２のとおり。

### ４　意見提出期間

令和８年 11 月 25 日（水）から同年 12 月 24 日（木）まで（必着）
（郵送については、締切日の消印まで有効とします。）

### ５　今後の予定

当該告示案については、意見募集の結果を踏まえ、改正の所要の手続を速やかに進めていく予定です。

### ６　資料の入手方法

別紙については、総務省総合通信基盤局電波部電波環境課（中央合同庁舎第２号館 10 階）において閲覧に供するとともに配布します。また、ｅ－Gov（https://www.e-gov.go.jp）の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。

（連絡先）
総合通信基盤局電波部電波環境課
担当：加藤電波監視官、中村電磁障害係長、内田官
電話：（直通）03-5253-5905
（代表）03-5253-5111　内線　5905
E-mail：densyokakari_atmark_soumu.go.jp
※迷惑メール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。